

DVかな?と思ったらまずは お電話ください

配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)

- 月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)
- 山形県女性相談センター ☎ 023-627-1196
- 山形県村山総合支庁生活福祉課 ☎ 0237-86-8212
- 山形県最上総合支庁子ども家庭支援課 ☎ 0233-29-1274
- 山形県置賜総合支庁子ども家庭支援課 ☎ 0238-26-6027
- 山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課 ☎ 0235-66-4759

子ども女性電話相談(山形県福祉相談センター)

- 毎日 8:30～22:00(年末年始を除く) ☎ 023-642-2340

県男女共同参画センター「チェリア」

- 火～金 9:00～17:00
- 土・日・祝日 13:00～17:00 ☎ 023-629-8007
- (月曜日、第3日曜日、年末年始を除く)

男性ほっとライン

- 毎月第1・第2・第3水曜日 ☎ 023-646-1181
- 19:00～21:00(年末年始を除く)

市町村担当課(福祉課等)

- 各担当窓口へお問い合わせください

警察安全相談

- 24時間 ☎ #9110 または ☎ 023-642-9110

特定非営利活動法人サポート唯

- 24時間 ☎ 090-2366-8467

女性の人権ホットライン

- 月～金 8:30～17:15 ☎ 0570-070-810
- (祝日、年末年始を除く)

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

- 月～金 9:00～21:00 ●土 9:00～17:00
- (祝日、年末年始を除く) ☎ 0570-079714

よりそいホットライン((一社)社会的包摂サポートセンター)

- 24時間 ☎ 0120-279-338

べにサボやまがた(やまがた性暴力被害者サポートセンター)

- 月～金 10:00～21:00 ☎ 023-665-0500
- (祝日、年末年始を除く)

—あなたのお近くの相談窓口をお答えします(自動音声)—

DV相談ナビ ●24時間 ☎ 0570-0-55210

！ 生命の危険を感じたときは110番へ

平成30年4月発行
山形県子育て推進部 子ども家庭課/若者活躍・男女共同参画課
〒990-8570 山形市松波 2-8-1

作成協力

●エンパワメント山形 ●NPO法人サポート唯



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

DVについて ドメスティックバイオレンス

配偶者や恋人は あなたを 大切にしていますか?



山形県
山形県人権啓発活動ネットワーク協議会

DV(=Domestic Violence)ってなに?

一般的に、配偶者や恋人など親密な
関係にある人からの暴力のことをいいます。
DVには、さまざまな暴力があります。

身体的

- 殴る、ける
- 突きとばす
- 物を投げつける
- 髪の毛をひっぱる

精神的

- 大声でどなる
- 馬鹿にする
- 無視する
- 殴るふりをして脅す
- 殺す、自殺する等脅す

経済的

- 生活費を渡さない
- 金銭的な自由を与えない
- 外で働くことを許さない
- 借金をさせる

性的

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 無理やりポルノなどを見せる
- 中絶を強要する

社会的

- 外出や親戚・友人とのつきあいを制限する
- 行動を監視する
- 電話や手紙を細かくチェックする

子どもを巻き込む

- 子どもに悪口を吹き込む
- 子どもを取り上げると脅す
- 子どもの前で暴力をふるう

※子どもの目で行われる暴力は、子どもへの心理的虐待になります。

デートDVとは?

DVのなかでも、結婚していない
若い恋人同士の間で起こるDVを
「デートDV」と呼んでいます。

心当たりはありませんか

- 相手に従わないと怒る。
- 自分をいつも優先しないと怒る。
- 頻繁に電話やメールがきてすぐ対応しないと怒る。
- どこへ行くか、何を着るかなどを指示する。
- 携帯電話のメールや通話履歴をチェックする。
- ほかのひとと仲良くしていると責める。
- 二人のことでも勝手に一人で決める。
- けんかしたとき「お前が怒らせるからだ」と責める。
- 別れ話になると「自殺する」と脅す。

これら全ては
DV・デートDVにつながります。

暴力の特徴



DVがあたえる影響

暴力はあなたと子どもを深く傷つけます。知らない間にコントロールされています。

あなたの心と身体にあたる影響

- ◎ 暴力をふるわれるのは自分のせいだと思いませんか？
- ◎ 気分が沈んで無気力になっていませんか？
- ◎ いつも相手を怒らせないようにふるまっていますか？
- ◎ ちょっとした物音や人影に驚くことはありませんか？
- ◎ 不眠、頭痛や吐き気、ケガに苦しんでいませんか？
- ◎ 望まない妊娠や中絶で困ったことはありませんか？

あなたの子どもにあたる影響

- ◎ いつも親の顔色をうかがいビクビクしていませんか？
- ◎ 情緒が不安定で、イライラしていませんか？
- ◎ 夜泣きが多くありませんか？
- ◎ 保育園や学校等で乱暴な行動をしていませんか？

DV防止法があなたを守ります

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」は、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための法律です。
平成26年1月の改正DV防止法の施行により、生活の本拠を共にする交際相手の暴力も、この法律の対象となりました。

DV防止法の対象は

- 配偶者**
男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。
※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合
- 生活の本拠を共にする交際相手***
元交際相手*(生活の本拠を共にする関係を解消し、引き続き暴力を受ける場合)も含まれます。
※婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者は除きます。

配偶者等を引き離してほしいときは

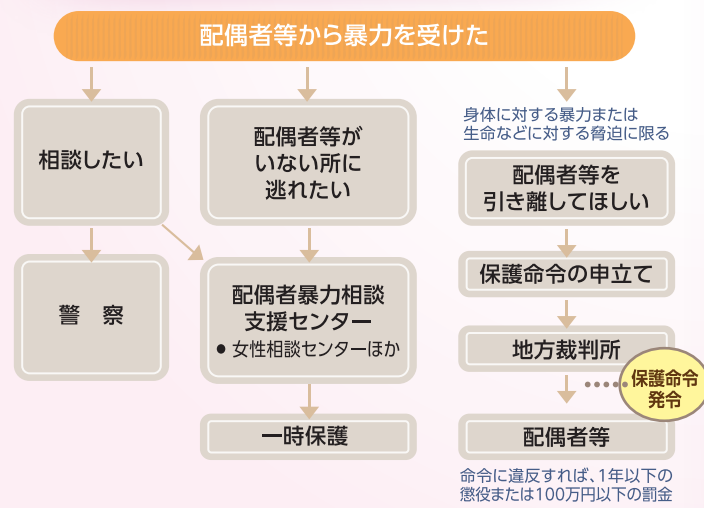
身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けており、更なる暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所に申し立てると配偶者等に対し保護命令が出されます。

保護命令は次の種類があります

被害者への接近禁止命令 被害者の身辺につきまったり、住居、勤務先などの付近をはいかいすることを禁止 ※期間：6ヶ月	被害者の子または親族等への接近禁止命令 被害者の子*または親族など*の身辺につきまったり、その住居、勤務先などの付近をはいかいすることを禁止 ※期間：被害者への接近禁止命令が発令されている間
電話等禁止命令 被害者に対する一定の電話・電子メールなどの禁止 ※期間：被害者への接近禁止命令が発令されている間	退去命令 被害者と共に住む住居から退去 ※期間：2ヶ月

※ 子：被害者と同居する未成年の子ども
親族等：被害者の親族その他社会生活において密接な関係を有する者

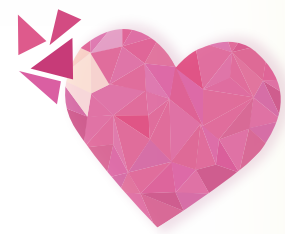
被害者支援の流れ



※DVによるケガの場合も通常の健康保険で受診できます。(不明な場合は最寄りのDV相談支援センターにご相談ください。)

あなたが相談を受けたとき

DVは、当事者だけの問題ではありません。社会全体で解決していきましょう。



あなたが相談を受けたり、身の回りでDVを耳にしたときは

- まず、話を十分きいてあげましょう。
- 「殴られてもいい人なんていないのよ。自分を責めないで」と声をかけましょう。
- 相談機関に相談するようすすめてあげましょう。

さらに傷つけるおそれがあるので、言うてはいけないこと

- 殴るからにはそれなりの理由があるんじゃないの。
- どうして……しなかったの。

緊急避難したいとき

暴力から逃れたいけれども、身を寄せる場所がない場合は、DV被害者とその子ども等が、緊急時に無料で利用できる公的な避難所(シェルター)があります。